

ハ ン セ ン 病 対 策 の 概 要

1 ハンセン病 (Hansen's disease) について

- (1) ハンセン病は、有史以来存在していると言われている。1873年にノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師がらい菌 (*Mycobacterium leprae*) を発見するまでは、「遺伝病」等の誤った認識にあった。
- (2) らい菌は、皮膚や末梢神経を侵す感染症で、皮膚に結節や斑紋などを生じさせ、また、末梢神経が侵されることから知覚障害や発汗障害を認めることが多い。筋肉の萎縮をきたし、外形的にあきらかな変形をさせるなどの障害を残す場合がある。
- (3) しかし、らい菌の感染によって発病することはまれである。現代では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行い、確実に治癒する病気となっている。
全世界では現在でも、50万人の新規患者が発見されている。我が国においては、年間5名以下の患者が発見されるのみである。

2 「らい予防法」の廃止までの経緯等について

- ・ 1931(昭和 6)年 8月 「癩予防法」施行
- ・ 1953(昭和28)年 8月 「らい予防法」施行
- ・ 1996(平成 8)年 4月 「らい予防法の廃止に関する法律」施行

平成8年3月31日に「らい予防法を廃止する法律」が公布され、同年4月1日から施行された。廃止法は、以下のような内容を柱としている。

- ① らい予防法の廃止
- ② らい予防法の廃止後も、引き続き、療養所入所者に対する必要な療養の提供、福利増進等、医療及び福祉の処遇を確保すること
- ③ 国立療養所を退所した者の再入所を認め、入所者と同様の処遇を行うこと
- ④ 入所者親族に対する援護措置の継続

なお、法案審議の際、衆参の厚生委員会において、廃止の遅延に対する遺憾の意を表するとともに、廃止法施行に当たって、特段の配慮をもって実施すべき事項が附帯決議として採択された。

3 ハンセン病療養所入所者の現況

現在、国立13カ所・私立2カ所の療養所において、約3,300人が療養を継続して受けている。平均年齢が約78歳と高齢化しており、視覚障害などの後遺症や合併症により治療や介護を要する人が多い。このため、医療だけでなく高齢化対策等の充実が重要となっており、不自由者棟の緊急通報システムの導入や夜間看護体制強化などの対策が講じられている。

・ハンセン病療養所入所者数（平成17年5月現在）

総数	3,307人
国立（13）	3,286人
私立（2）	21人

・新規患者数

平成5年	8人
6年	12人
7年	15人

4 らい予防法違憲国家賠償について

(1) 熊本地裁判決の骨子

- ① 遅くとも昭和35年以降においては、もはやハンセン病は、隔離政策を用いなければならないほどの特別な疾患ではなくなっており、隔離の必要性が失われた。

したがって、らい予防法廃止まで、隔離政策の抜本的変換を怠った点について、厚生大臣の職務行為に国家賠償法上の違法性及び過失があると認めるのが相当。

- ② 遅くとも昭和40年以降にらい予防法の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償上の違法性及び過失を認めるのが相当。

(2) 平成13年5月23日、政府は、上記の熊本地裁判決について控訴を行わないことを決定するとともに、以下のような内容の「内閣総理大臣談話」を公表した。

- ① 今回の判決の認容額を基準として、訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者全員を対象とした新たな損失補償を立法措置により講じることとし、このための検討を早急に開始する。

- ② 名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講じる。

具体的には、患者・元患者から要望のある退所者給与金（年金）の創設、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進める。

- ③ 患者・元患者の抱えているさまざまな問題について話し合い、問題の解決を図るための患者・元患者と政府との間の協議の場を設ける。

- (3) 「内閣総理大臣談話」を受けて、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、平成13年6月22日に施行された。

なお、同法については、平成18年2月に議員立法により改正（同月10日公布・施行）され、国外ハンセン病療養所の元入所者に対し、補償金の支給を行うこととなった。

- (4) 和解の状況（平成17年5月1日現在）

○入・退所者	2, 137人
○遺族	4, 077人
○非入所者	105人
計	6, 319人

5 具体的施策の概要

- (1) 謝罪・名誉回復措置

- ① 謝罪広告を掲載するとともに、中学生向けパンフレット事業の実施や、死没者の名誉回復の観点から「国立ハンセン病療養所等死没者改葬費」を支給している。
- ② 社会福祉法人ふれあい福祉協会に委託して、シンポジウム、討論会、公開講座開催、啓発資料作成及び高松宮記念ハンセン病資料館の運営を実施し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を実施している。
- ③ ハンセン病資料館の拡充を図り、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を実施する。（平成17年度建築着工・平成19年2月開館予定）

- (2) 在園保障

国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養（老人対策・身体障害者対策・盲人対策及び入所者給与金の支給等）を実施している。

(3) 社会復帰・社会生活支援

- ① 退所者に対し、「国立ハンセン病療養所等退所者給与金」を支給している。
(単身者の月額新規退所者：264,100円、既退所者：176,100円)
- ② 裁判上の和解が成立した入所歴のない患者・元患者に対し、平穏で安定した生活
が営めることができるよう、平成17年度から「非入所者給与金」を支給している。
- ③ 廃止法に基づき、入所者の親族に対して、生活保護法の基準に準じた公的扶助(生
活、教育、住宅、生業、葬祭援助)を実施している(各都道府県への委託事業)。
- ④ 社会福祉法人ふれあい福祉協会へ委託して、社会復帰者に対する相談事業、社会
復帰支援事業、社会交流事業などを実施している。
- ⑤ 沖縄振興開発特別措置法に基づき、在宅患者のための外来診療事業、社会復帰者
に対する技能指導事業を財団法人沖縄県ゆうな協会へ委託するとともに、専任職員
のための人件費を沖縄県へ委託している。